

神戸西労働基準協会（神戸西事務所）の事務体制について

各 位

平素は、神戸西労働基準協会及び一般社団法人兵庫労働基準連合会神戸西事務所をご利用いただきありがとうございます。

さて、今般新型コロナウイルス感染症対策のため特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間延長が決定されました。

神戸西労働基準協会（神戸西事務所）では、4月13日から5月6日の間、職員を在宅勤務及び自宅待機とするため事務所を臨時休業としていましたが、この度の延長決定を受け職員の交代出勤による業務体制とさせていただきます。

ご不便をお掛けいたしますがご理解賜りますようお願い申し上げます。

令和2年5月8日

一般社団法人兵庫労働基準連合会神戸西事務所
神戸西労働基準協会